

平成28年3月30日

規則第4号

熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例（平成28年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(手数料)

第3条 条例第6条第2項に規定する手数料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の手数料は、写しの交付を受ける時までには納付しなければならない。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 条例第6条第3項の規定により交付に必要な手数料の負担免除を受けようとする者は、手数料負担免除申請書（様式第1号）を実施機関に提出しなければならない。
- 4 実施機関は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、手数料の免除の可否を決定し、手数料負担免除可否決定通知書（様式第2号）により、同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	区 分	金 額	
		白 黒	1枚につき 10円
写しの作成に 要する費用	乾式複写機により写しを作成する 場合（日本工業規格A列3番以内に 限る。）	カラー	1枚につき 30円
		光ディスク（CD-R 700メガバ イト）に複製する場合	1枚につき 100円
	光磁気ディスク（MO 640メガバ イト）に複製する場合	1枚につき 1,000円	
	光ディスク又は光磁気ディスク以 外の電磁的記録媒体に複製する場 合	当該複製に要する費用の額	
	契約により写しの作成を委託する 場合	当該委託契約で定める額	
	その他の方法により作成する場合	当該作成に要する費用の額	
写しの郵送に要する費用	当該郵送料に相当する額		

備考 乾式複写機により写しを作成する場合で、A列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

年 月 日

手数料負担免除申請書

様

住 所 〒.....

.....

申請者 氏 名 .....

電話番号 .....( ) - .....

熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例第6条第3項の規定により、  
次のとおり手数料の負担免除を申請します。

免除を申請する交付文書の名称又は内容	
費用負担免除の申請理由	1) 生活保護法による扶助を受けているため 2) その他 (理由)
備 考	

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

申 請 書 受 付 日	年 月 日
-------------	-------

第 号  
年 月 日

手数料負担免除可否決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで申請のあった手数料負担免除については、次のとおり決定しましたので、熊本県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。

免除を申請する交付文書の名称又は内容	
免除の可否	免除（する・しない）
免除の区分	1) 全額免除 2) 一部免除（免除額 円）
免除前の費用額	円
免除後の費用額	円

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。